建設キャリアアップシステム(CCUS)の普及と活用促進について

北陸地方整備局 建政部 令和4年12月2日



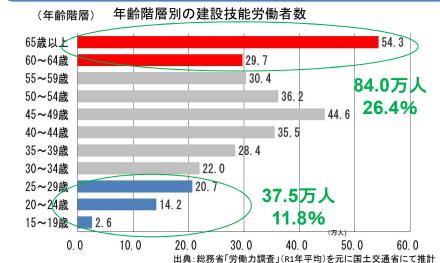
なぜCCUSが必要なのか

建設業の課題・現状

坐 国土交通省

- 建設業が将来にわたって、その重要な役割を果たしていくためには、
- ▶ 現場を担う技能者の高齢化や若者の減少 などという構造的な課題への対策をより一 層推進し、建設業を支える優秀な担い手を 確保・育成していく必要がある。
- 建設技能者は他の産業従事者と異なり、
- ▶ 異なる事業者の現場で経験を積んでいくため、それぞれの技能者の技能が統一的に評価されにくい。
- ▶ 現場管理や後進の指導など、一定の経験 を積んだ技能者が果たしている役割や能力 が、処遇に反映されにくい。
- ▶ そのためには、個々の技能者が、その有する技能と経験に応じた適正な評価や処遇を受けられる環境を整備することが不可欠

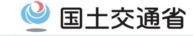
● 60歳以上の高齢者(84万人、26.4%)は、10年後には大 量離職が見込まれる。一方、それを補うべき若手入職者の 数は不十分



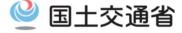
- 製造業の賃金のピークは50~54歳であることに対し、建設業の賃金 ピークは45~49歳
- 賃金カーブのピーク時期が製造業よりも早く到来する傾向があり、 現場の管理、後進の指導等のスキルが評価されていない可能性



「3K」から「新3K」へ ~建設業が魅力ある産業となることを目指して~







- 建設業の新3K(給与・休暇・希望)を実現するため、国土交通省において新・担い手三法の 改正を踏まえた各種取組を実施。
- 中長期的な建設業の担い手を確保し、地域の安全・安心や経済を支える。

新・担い手三法



給与

口 公共工事設計労務単価

- 平成25年から10年連続の上昇。
- ※ 設計労務単価の平均値の推移 【H24】13,072 → 【R3】21,084 H24比 +57.4%

ロ 賃金上昇の要請

 令和4年度は概ね3%以上の賃金上 昇の実現を目指す旨、国交大臣から 建設業団体へ要請

ロモニタリング調査の実施

• 適正な請負代金での契約締結がなされるよう、標準見積書の活用状況や見積りに基づく協議の状況等について、令和3年度より元請企業に対してモニタリング調査を実施

休暇

ロ 適正な工期設定

- 著しく短い工期による請負契約締結を 禁止する規定を創設し、<u>工期に関する</u> 基準を作成、勧告。
- 工期に関する基準をもとに、労働時間 や休日なども考慮したうえで、工期設定 を行うよう、関係者に周知。

ロ 週休2日の促進

 工期に関する基準を踏まえ、<u>週休2日</u> <u>の確保等の考慮、必要となる労務費</u> 等を請負代金へ適切に反映するよう、 地方公共団体、民間発注団体へ要請

ロ施工時期の平準化

公共工事において、施工時期が年度 末などに集中することがないよう、公共 発注機関に施工時期の平準化を要請



希望

ロ 建設キャリアアップシステムの推進

- 官民施策パッケージを策定し、<u>令和 5</u> 年からの全ての工事において完全実施 を目指す。
- <登録状況(R4.3末現在)>

技能者登録:約17万 事業者登録:約86万 就業履歴数:約380万

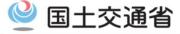
ロ公共工事におけるCCUS活用促進

- 国直轄工事における<u>CCUS活用工事</u> の実施に向けて建設業団体へ実施の 要望書提出の働きかけ
- 府県、市町村の発注工事における CCUS活用に向けて、ブロック会議や現 場見学会を開催し、発注工事における インセンティブ導入への働きかけの実施

立入検査や講習会、意見交換会など様々な機会を通じて、建設企業への助言、指導や各種制度の周知普及

CCUSとは何か



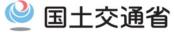


建設キャリアアップシステム

Construction Career Up System

- 技能者の資格・社会保険加入状況・ 全職場の就業履歴などを登録・蓄積 して活用する仕組み
- 技能者の能力・経験年数に応じた賃金を支払い処遇改善を図る
- 建設業の担い手を確保する
- 専門工事会社の能力を正当に<u>評価</u>する基準をつくる他





- ○「建設キャリアアップシステム」は、技能者の資格や現場での就業履歴等を登録・蓄積し、<u>技能・経験が客観</u>的に評価され、技能者の適切な処遇につなげる仕組み
- 〇 これにより、①若い世代が<u>キャリアパスの見通し</u>をもてる、②<u>技能・経験に応じて処遇を改善する</u>、③<u>技能</u> 者を雇用し育成する企業が伸びていける建設業を目指す
- システムは、日建連、全建、建専連、全建総連など、<u>業界団体と国が連携して官民一体で普及</u>を推進

<建設キャリアアップシステムの概要>

※システム運営: (一財)建設業振興基金

技能者情報等の登録 【事業者情報】 ・商号 ・所在地 ・建設業許可情報等 【現場情報】 ・現場名 ・工事の内容 ・施工体制等



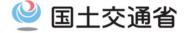


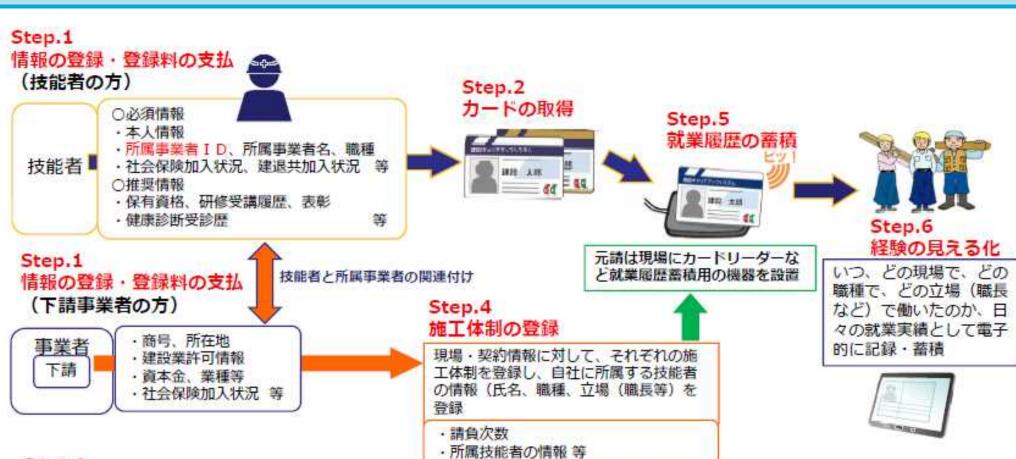
- ◎ 現場を支える技能者が、技能・経験に応じて適切に処遇され、働き続けられる環境づくり(働き方改革)
- ◎ 技能者の雇用、育成に取り組む企業の成長(生産性向上)
 - → 建設業が「地域の守り手」として将来にわたり持続的な役割を担っていくために必要7

就

業履歴を蓄

CCUSの利用手順(概要)





Step.1

情報の登録・登録料の支払

(元請事業者の方)

- 事業者元請
- ·商号、所在地
- 建設業許可情報
- 資本金、業種等
- · 社会保険加入状況 等

元請組織登録

現場管理者 I D 付与

Step.3 現場の登録

元請事業者の方は、現場を開設する際に現場・契約情報を登録

- 現場名
- 丁事内容
- · 就業隱歷蓄積期間 等

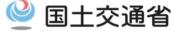
【重要】

利用するために必要なモノ

- ①事業者ID、技能者ID(カード)
- ②現場運用マニュアル
- ③カードリーダー (建レコなど)
- ④パソコンまたはiPadなど

CCUSはどのように活用されるか





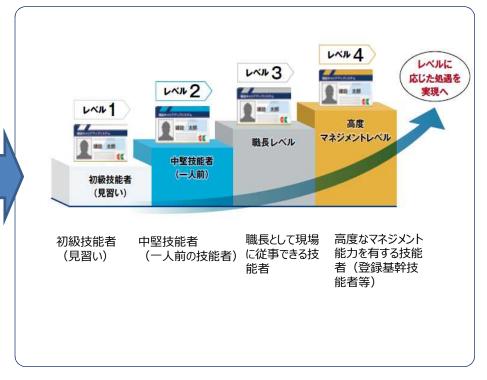
- 建設キャリアアップシステムに登録される技能者の資格と経験について能力評価を実施しています
- 評価は、国土交通大臣が認定した評価基準に基づき、職種ごとの能力評価実施団体が行います

※建設技能者の能力評価制度は「建設技能者の能力評価制度に関する告示」(平成31年3月29日)及び「建設技能者の能力評価制度に関するガイドライン」に基づき実施されます

建設キャリアアップシステムに技能者の資格と経験を蓄積

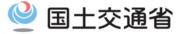
技能者の技能レベルに応じた4段階のカードを発行





- (注1) 令和3年4月以降に技能者登録を行った建設技能者の方は、能力評価を受けるためには、まず建設キャリアアップシステムの技能者登録(詳細型)を行ってあることが必要です
- (注2)評価の対象となる『就業日数』『職長・班長としての経験日数』については、建設キャリアアップシステムの利用開始前の経験について、経過的な措置として、所属事業者等による経歴証明により確認された情報を活用することができます(経過的な措置は令和6年3月31日までに行う申請について適用されます)

技能者の能力評価(CCUS登録技能者の能力評価概要)



- 〇 CCUS登録技能者の能力評価判定(カード発行)手続について、能力評価制度推進協議会のもと、能力評価実施団体による能力評価(技能レベル判定)を実施しています。
- 能力評価の対象職種及び能力評価の申請については、国交省HPを確認の上、各能力評価実施団体HPの手続きに沿ってお申し込みください。 ※国交省HP https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo const fr2 000040.html

建設技能者の手続き概要

① 料金振込み

(能力評価制度推進協議会あて口座に振込み)

②能力評価の申請

(各能力評価実施団体に対して、直接申請) (郵送、メール及びWEB)

必要な申請書類

- ① (建設技能者の)CCUS技能者登録画面の写し
- ② 能力評価申請書兼キャリアアップカード交付申請書
- ③振込証明書 (※振込時の領収書等を添付)
- ④ 経歴証明書 注

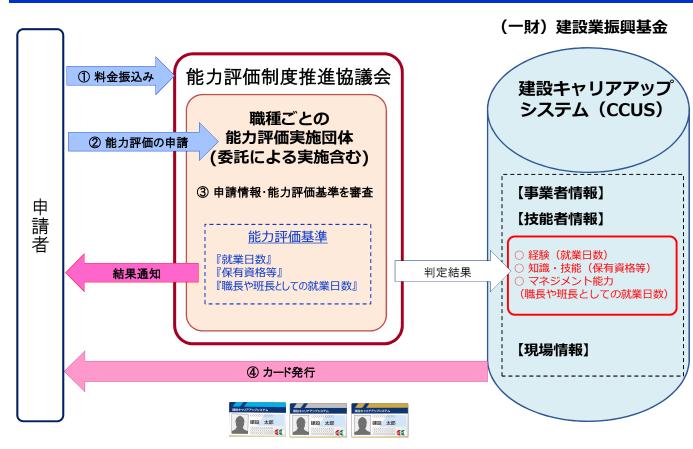
申請書類様式は、各能力評価実施団体HPよりダウンロードできます

(注) ④はCCUS利用開始前の経験の評価を求める場合に必要となります



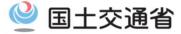
- ③ 能力評価実施団体にて能力評価審査を実施
- ④ (能力評価を反映した)カードの発行
- ※ 別途、「能力評価(レベル判定)結果通知書」も申請者に 送付されます
- ※申請者あてに発効後のカードが到着するまで、おおむね1か 月~2か月程度の見込みとなります。

能力評価の実施フロー



注)『能力評価制度推進協議会』は、能力評価実施機関35職種49団体が構成員となり、能力評価制度の推進等を図る協議会。 (事務局: 国土交通省及び(一社)建設業専門工事業団体連合会)

専門工事企業の施工能力等の見える化(評価制度の概要)



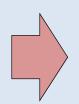
- 建設キャリアアップシステムに登録・蓄積される情報や技能者の能力評価を活用し、<u>専門工事企業の施工能力等を「見える化」</u>
- 技能者を雇用・育成する専門工事企業が、発注者や元請、ハローワーク等に情報発信し、受注機会や入職者確保につなげる

【見える化の項目と評価内容】

基礎情報	建設業許可の有無
	資本金
	完成工事高
	団体加入の有無等

施工能力	建設キャリアアップカード保有者数	攵
	レベル3以上の技能者数の割合	
	29歳以下の割合、平均勤続年数	
	保有する建設機械の台数	等

コンプライアンス	社会保険加入の有無	
	処分歴の有無	
	コンプライアンス確保の取組 等	



【評価結果】評価を受けた職種について

☆~☆☆☆☆の4段階で評価

職種	
基礎情報	***
施工能力	***
コンプライアンス	***

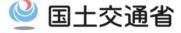




(見える化ロゴマーク・バナー)

・業種ごとに選択評価内容の追加も可能

専門工事企業の施工能力等の見える化(制度のスキーム)



【評価の申請者】専門工事企業





◎ 申請する事業者は見える化評価の職種に ついて建設キャリアアップシステムの事業者 登録をしてあること

施工能力(レベル3以上の技能者数の割合)について申請を 行う職種の技能者の能力評価を反映

見える化評価の申請





評価結果通知

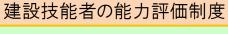
【評価実施機関】専門工事業団体



評価基準を策定し、評 価を実施。結果を公表

専門工事業団体 (評価実施機関)







初級技能者 (見習い)

中堅技能者 (一人前の技能者) 事できる技能者

職長として現場に従 高度なマネジメント能力 を有する技能者(登録 基幹技能者等)



- ◎評価実施機関が策定する評価基 準を認定
- ◎評価基準を公表

※評価結果は国土交通省のホームページでも公表

専門工事企業の施工能力等の見える化(専門工事企業・元請等のメリット) 🔮 国土交通省



専門工事企業

専門工事企業の施工能力等の見える化評価

- 【評価結果】『☆~☆☆☆☆』の4段階で評価
- 取引先やリクルート活動においてPRに活用

職種	
基礎情報	***
施工能力	***
コンプライアンス	***





※評価実施企業は、見える化 ロゴマーク、バナーの使用 が可能

【専門工事業者からの声】

『技能者を直接抱えて施工ができる専門工事企業が評価され る建設業につなげたい』(機械土工業者)

『エンドユーザーに自社の施工能力を直接アピールしたい』(工務 店業者)

『会社の善し悪しが見えて、人が集まる会社として採用活動でも PRできるようになる』(躯体業者)

『施工力があり、CCUSに登録している真面目な企業が生き残 れる環境づくりになる』(型枠業者)

元請企業

- ◆下請業者の選定や新規開拓、評価基準に活用
- ◆協力会社のレベルアップ、意識向上に

PR

選択•

評価

【元請企業からの声】(大手・中堅ゼネコン)

『協力会社以外に下請業者を新規開拓するために活用したい』 『実績が希薄な地域で施工を行う際に地元業者を開拓するため』 『業務拡大に伴い競争力・供給能力を拡充するために下請として 活用可能な選択肢の範囲を広げたい』

『協力会社のレベル底上げや競争力のきっかけ、意識向上に繋げる』 『自社の評価に加え、公的側面からの評価基準として採用を検討』



連携が 可能に

- ◆ハローワークで建設業入職を目指す求職者に対し、CCUS登録 企業(見える化評価企業)への応募勧奨や特記事項でPR 【記載例】「建設キャリアアップシステム登録事業者です」
 - 「見える化評価制度で「☆4つ」取得しています」
- ◆就職時に技能者を育成する企業として選択が可能

PR

◆新築やリフォーム工事で施工業者の選定に活用

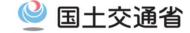








ハローワーク等と連携したCCUSの活用



- 厚生労働省と連携し、全国のハローワークや公共職業能力開発施設において以下の取組を実施 (R3.7.30~)
 - ①建設業への入転職を目指す<u>求職者に対し、建設キャリアアップシステム登録企業への応募勧奨</u>
 - ②技能者の求人を行う建設キャリアアップシステム登録済みの建設事業主(求人者)に対し、求人票の作成支援

【求職者にとってのメリット】

- 建設キャリアアップシステム登録企業であることで、技能者の適正な評価や魅力ある労働環境づくりに取り組む企業と判断するのに役立ち、企業選択に活用できる。
- ⇒長期にわたって働き続けられる企業を選択しやすくなる

【専門工事業者等、求人者にとってのメリット】

ハローワークにおいて求職者への応募勧奨を受けることが可能となることに加え、求人票の「求人に関する特記事項」欄に建設キャリアアップシステムに係る取組を記載することが可能。

(記載例)

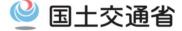
建設キャリアアップシステム登録事業者です。 施工能力等の見える化評価制度で「☆ 4つ」取得しています。

⇒<u>求職者に対する発信力を高めることで、担い手を確保することができる</u>

【求職者向けリーフレット】



CCUSを活用した働き方改革への対応

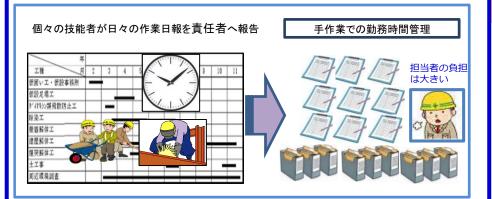


- 建設業においては、令和6年4月1日から<u>罰則付きの時間外労働規制が適用</u>
- □ また、<u>平成31年4月1日</u>より改正労働安全衛生法が施行され、事業者に対し、<u>労働者の労働時間の状況について客観的な方法等により把握することを義務付け</u>
- □こうした規制に対応していくためには、建設キャリアアップシステムを導入し、その情報を活用していくことが有用

建設現場における勤務時間管理の現状



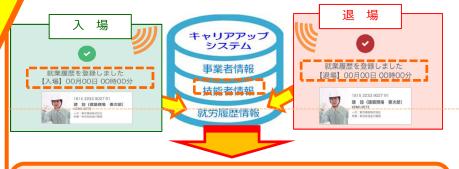
- ●技能者は様々な現場作業に従事
- ●これらの技能者を雇用する建設企業において、<u>個々の技能者</u> ついて勤務時間管理を実施



キャリアアップシステムを活用した対応



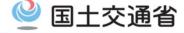
「入場時」と「退場時」にキャリアアップカードをカードリー ダーに読み込ませることで<u>「入退場時刻」の記録が可能</u>



建設キャリアアップシステムを活用した働き方改革への対応策について検討

(例) キャリアアップシステムに記録された「入退場時刻」について、 民間システムと連携して、勤務時間管理に活用

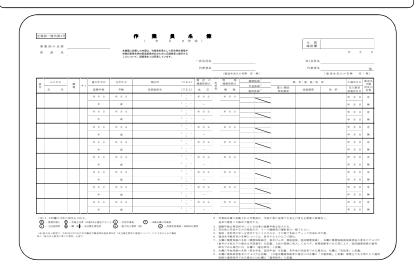
CCUS活用による施工体制台帳・作業員名簿の作成効率化

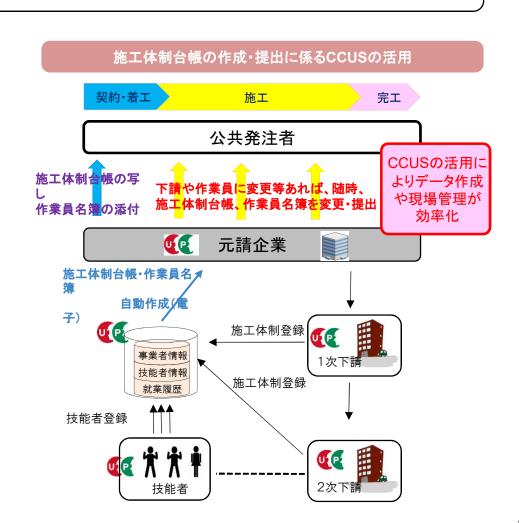


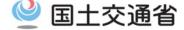
- 今般、施工体制台帳への記載事項に作業員に関する情報を追加し、作業員名簿の添付を義務づけ (公共工事においては、発注者への写しの提出が必要(入契法))
- 今後、工事着手時に加え、工事の進行に伴い下請企業や作業員に追加・変更があれば、施工体制台帳や作業員名簿の変更・提出が必要となるが、CCUSを活用することで、データ作成や現場管理の効率化を図ることが可能

施工体制台帳、作業員名簿の作成・提出

- ◎ 公共工事では全受注者から発注者への提出が必要(入契法)
- ◎ 着工時点だけでなく、工期の進行に伴い、下請や作業員に追加・変更があった場合についても同様
- ◎ 今般、施工体制台帳の記載事項に作業員名簿を追加し、書類の添付も制度化







○ CCUSを導入して半年になります。取りかかりこそ難航しましたが、慣れてしまえば特に問題ありません。カードリーダーによる就業履歴の確認や、作業員名簿、資格証の確認に役立っています。自分の経験を客観的に証明できるようになることは嬉しいし、将来の安定に繋がります。



40代•男性



○CCUSはいわば技能者個人の履歴書です。自動的に個人の経歴書が蓄積され、どの現場に入場したかの記録が残るのは画期的なことだと思います。これまでは、会社を中途で辞めると、転職先で正しい職歴を確認するのに非常に手間がかかることになりますが、CCUSによってキャリアの積み重ねが出来るようになると思います。

- ○採用時に技能者の経歴や技術を証明することで、雇用する労働者の技能レベルを客観的に把握でき、自社に合った人材を 確保しやすくなります。
- 〇また、CCUSを使うことで、現場の書類作成や管理業務の労力と時間を大幅に削減することが可能です。システム内で建 退共関係の業務や社会保険加入状況といった複雑な業務も簡略化できます。



20代•男性



○私は元請の施工管理技士として働いています。現場の新規入場者の社会保険や雇用状況の確認は、現状、保険証の写しなど 多くの書類で行っています。作業員の資格も、事前に下請業者から書類提出を求めて確認します。建築の現場、特に新築工事 では、多くの工種の作業員が入場するので大変です。(これまでは、)何百枚もの紙一枚一枚を確認して行っていますが、CCUS を使えば技能者の保有資格や社会保険加入が一目瞭然で迅速に把握でき、正確です。ペーパーレス化にも繋がります。

- ○誰がどこで就業したか各事業者が記録することも不要になります。元請として建退共証紙を交付する際、各業者から提出された 出面確認をしますが、誤りもあります。これもシステムの導入により正確なものとなると期待できます。膨大な業者数と作業員を 管理する上で多大な業務の効率化になるといえるでしょう。
- ○技能者の資格の保有状況や社会保険加入状況を簡単に確認できることは、現場管理の効率化になり、事業者の業務 負担の軽減につながります。



20代•男性

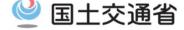


OCCUSは、蓄積されたデータを実績として見ることができ、また、実績評価を色別で示されることでカードでも分かりやすくなっている点が良いと思います。カードのレベルアップと色別に識別されることで個人のステータスが分かって、職人の仕事への意欲が増すことに繋がります。

- 〇現場管理者のメリットとして、社会保険加入等の確認や事務作業の効率化になります。CCUSの登録だけで確認作業が容易です。
- 〇地元の業者ならば会社の特徴や施工能力を把握することは難しくないですが、他県の業者や新たな業者を選定する場合は、そうとは限りません。一社に絞って確定するのならいいですが、実際は複数業者から見積りを取るので、決める側・決められる側とも書類整理に追われてしまいます。



20代·男性



○現場管理者側からすると大変良いものだと思います。CCUSを活用すれば、下請の職人さんの実績評価がわかって、やる気がない人材の判別基準にもなります。個人的な意見ですが、(やる気がない=安全意識も低い)という認識につながるので、各企業の技能者登録がすぐにわかるのは非常に助かります。特に、初めて取引する企業に対しては、安心感がもてます。いちいち安全書類の提出をお願いし、社会保険の加入状況などを聞く手間がなくなり、施工体制台帳の作成補助にもなります。



40代·男性

20代·男性



〇若年労働者が建設業から去る理由の一つに「職業意識が低い」があります。CCUSはこの「職業意識が低い」に絶大な効果を発揮すると思います。各個人の能力を視覚化できるキャリアアップカードの存在が大きいと思います。

○施工体制台帳や作業員名簿は、まとめるまでに、各業者から書類を送ってもらってもらう必要があり、手間と時間のかかる業務です。CCUSはこのような作業を減らすことができるシステムなので、現場に導入したいです。



20代•男性



20代•男性

- OCCUSを使うことによって、社会保険の加入状況や、技術者の資格の確認が容易になり、元請業者が紙で安全書類を受け取って確認する時間を低減できます。会社が実際に工事した経歴が一目瞭然で、初めて契約する会社の実績や技術者情報が分かるから安心して契約できるようになります。現場への入場記録が明確になるので、賃金支払いや建退共証紙の出面管理と交付時の確認に要する時間も削減できます。
- ○現状のままを維持しようと考える会社や、どんどん新しいことに挑戦しようとする会社、いろいろあると思いますが、将来のことを考えれば、建設キャリアアップシステムは必要なものだと思います。
- ○何よりも、客観的な視点で正当な評価が行われれば、労働者のモチベーションにつながります。自分の経験や技能が評価されることで、少しでも技術やスキルを磨こうという気概が生まれ、キャリアアップの目標になることも期待されます。
- ○採用する側としても、労働者の経歴や技術を参照することで、自社に合った人材を確保しやすくなります。優秀な人材が確保できれば、取引先からの信頼性が高まり、受注機会の拡大も期待できます。事前に求職者の能力を把握できれば、適正な処遇・待遇が可能です。

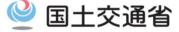


40代•男性

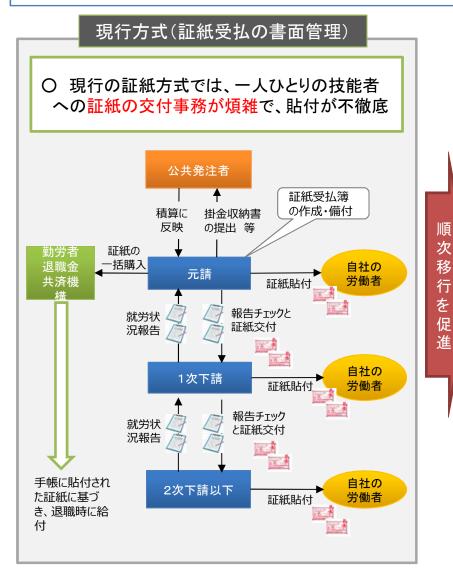


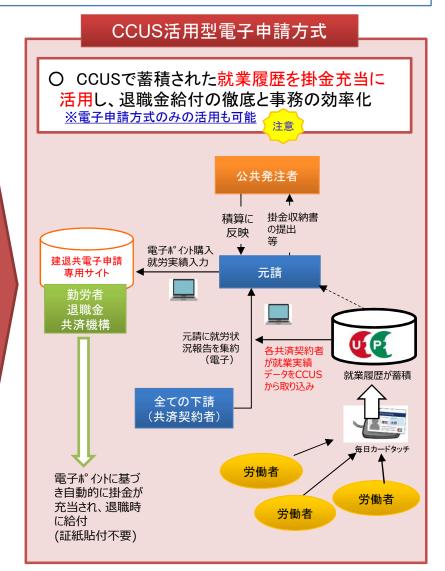
○建設業界について、いつも感じていたことがあります。それは、「職人さんは自身の経験、技量に見合うだけの賃金を稼げているのだろうか」ということです。建設現場には様々な人がいて、様々な経歴を持っています。30年以上、職人一筋でやってきた人間と、初めて2~3年という人間がひとくくりに「一人工」と表現されて良いのでしょうか。

CCUSを活用した建退共電子申請化による退職金給付徹底



○ 建退共の電子申請方式の導入に伴い、公共工事における適正履行と一体でCCUS活用を促進 ※なお、令和4年度目途に、電子申請方式におけるCCUSデータの活用を元請や1次下請自ら直接行うことが可能となるシステム改訂を予定







共済証紙の貼付がなくなることで、掛金納付に関連する事務負担が軽減

手 続き

証紙貼付方式

電子申請方式

1

共済証紙の購入

- 掛金拠出者が金融機関窓口で共済証紙を 購入
- 金融機関が掛金拠出者に対して、掛金収納 書(紙)を発行
- 掛金拠出者はペイジー決済または口座振替 で退職金ポイントを払込み
- 掛金拠出者は、電子申請専用サイトより掛 金収納書(電子版)をダウンロード

2

就労状況報告 共済証紙の交付

- 雇用者は就労状況報告書等により、就労状 況を報告し、共済証紙を請求
- 掛金拠出者は、就労状況を確認し、共済証紙 を交付
- 雇用者は、共済証紙を受け取り



- 雇用者は就労実績報告作成ツールで就労 状況を報告
- 掛金拠出者は、就労実績報告作成ツール で就労状況を確認
- 掛金拠出者は、電子申請専用サイトで雇用 者から申請され、承認した就労状況データ を建退共に送信

3

共済証紙の 貼付•消印

● 雇用者は、被共済者の共済手帳に共済証紙 を貼付して消印



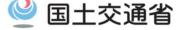
(不要)

証紙受払簿の記入 証紙の管理・保管

- 掛金拠出者は、証紙購入、証紙交付情報を証 紙受払簿に記入
- 雇用者は、証紙受入、証紙交付、証紙貼付情 報を証紙受払簿に記入
- ●・掛金拠出者と雇用者は未使用の共済証紙を 管理•保管



● 掛金拠出者と雇用者が電子申請専用サイト から「掛金充当書」をダウンロードし、充当状 況を確認





「 まだ利用し始めたばかりだが、思っていたよりも難しくな い。操作も、簡易マニュアルボタンのお陰でスムーズに入 力出来ている。証紙の管理がなくなって、枚数を確認しな がら証紙を貼り付ける作業がなくなったのでとても楽に なった。

「電子申請専用サイトは複雑な作業もないので分かり やすい。証紙を一枚一枚貼付していた時と比べるとは るかに作業効率が上がり、楽になった。確実に就労者 本人へ払い出しを出来る所が良い。」





下請専門工事業者

「就労実績報告作成ツールは、被共済者を登録しておくこ とで、被共済者の氏名・手帳番号等の入力手間を省ける。 就労実績報告作成ツールのみでも一般的に広がれば入 力手間は大幅に減ると思う。」

「毎月、必要数のみをその場で購入することができるた め、貯蔵品(証紙)を持つ必要がなくありがたい。証紙 の貼付は生産性のない作業だったため、簡略化でき ありがたい。」



下請専門工事業者



証紙を貼ったり、手帳をコピーする手間が省けたので楽 になった。証紙を購入するために銀行へ行く手間や、証 紙購入のために記入していた掛金収納書も書かずによ くなったので全体的に建退共事務が楽になった。購入代 金の支払いもインターネットバンキングですることがで き、掛金収納書も印字できるのでそこもいい点だと思う。 下請へ工事情報を渡す時も、下請から就労報告もらう時 もメールでのやりとりだけになったので楽。様式も簡単に 印刷できるのでいい。」

「大変便利、よく使っている。作業員等のデータなども 蓄積されていくので、助かっている。電子申請専用サ イトは、使い始めたばかりだが、便利に使える。工事 別業者別一覧は様式としてでるので、集計も一目瞭 然なので、使いこなせば大変便利になると思う。周知 してくれている業者もいて、建退共事務の簡素化がで きると思う。」

「 下請も電子申請方式になって順調に進んでいる。」

自社工事分として手帳保持者全員分を一度に処理で

きて、証紙貼り付け・押印・手帳更新作業が無くなりと

ても楽になった。最初は電子申請も時間がかかった

が、慣れればとても便利だと思う。」



地域中堅ゼネコン





中国 22

ので、この形は、とてもよい。早く変えてほしかった。 銀行へ行くことや、証紙の貼り付け、手帳の更新は、 大変なので、電子記録媒体でやるのは、絶対に必要 だと思う。」



神奈川県 下請専門工事業者



「 就労実績報告作成ツールは、1度操作を覚えれば、とて も便利で使いやすいと思う。電子申請専用サイトは、証紙 の購入、貼付をしなくて良いので大変便利。」

「簡易的なヘルプがHPですぐに見られるのは助かる。こ れまで半日近くかかっていたような証紙貼り等の作業が 大きく省かれ、楽になった。」

「 紙の貼り付け、購入枚数などの管理は、とても煩雑な

R3.9.27現在



電子申請方式はCCUSとセットでないと使えないのですか?



電子申請方式では、技能者が自分で蓄積状況を確認するのが手間にならないでしょうか?

○技能者がご自身でも建退共あてに掛金の蓄積状況の情報提供を求

※電話で建退共本部へ発行依頼するか、建退共HPより「掛金納付状 況通知の発行依頼」をダウンロードして必要事項を記入のうえ建退

FAX(03-6731-2895)、メール(kt-po-payment@taisyokukin.jp)

共本部へ郵送、FAXまたはメールで送付してください。

況を記載したはがきが発送されます。

めていただくことが可能です。申出から約2週間程度で掛金納付状



○電子申請方式だけで利用ができます。

元請企業が現場ごとに、電子申請方式か、証紙方式かを選択して実施していただくことになります。



証紙と電子申請方式の電子ポイントが混在すると処理が煩雑にならないか心配です。



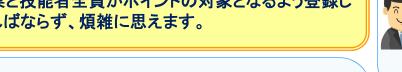
電子申請方式では、就労実績報告作成ツールの作成作業をそれ ぞれの下請企業が自分で行わねばならないのでしょうか。元請や 1次下請が代行できると助かるのですが。



〇電子申請方式を利用するかどうかは、元請が現場ごとに実施することになりますので、同一現場での混在は生じません。



電子申請方式を使用する場合、工事現場で従事する下請企業と技能者全員がポイントの対象となるよう登録しなければならず、煩雑に思えます。





- ○電子申請方式の利用のための申請は、概ね1週間程度で手続きが完了します。建退共ホームページから申請書を対ウンロードし、必要事項を記入の上、建退共支部へ提出していただくことになります。
- 〇また、初期設定を行えば、毎月の作業は簡単ですので、 作業の手間を省くことができます。1度登録すれば、他の 工事でも電子ポイントで処理できます。



〇電子申請方式でも、証紙の場合と同様に、就労実績報告作成ツールで元請企業や1次下請企業が代行して処理を行うことが可能です。

(なお、CCUSと連携させる場合は、現在は、CCUSからの就業履歴 の取込みは各下請が自ら行う必要があります。これについては令和 4年度から改善する予定ですので、まずは電子申請方式のみの活用 を進めていただくのもおすすめです)



就労実績報告書の作成が煩雑に感じられてしまいます。



○被共済者の登録などの初期設定が必要にはなりますが、**紙の印刷・郵送の手間の軽減や証紙の管理が不要となるなど、事務処理が非常に簡便になると思います**。利用者の声でもそのような声が寄せられています。

R3.9.27現在



技能者にとっては、証紙(手帳)と電子ポイント両方を持つこと になるので、退職金掛金の管理が煩雑にならないか心配で す。

○電子申請方式の電子ポイントと、証紙(手帳)を両方もっていた だくことになりますが、退職時には両者を合算して退職金が給 付されるので、管理面の心配はありません。



〇また、共済手帳の更新について、証紙貼付欄が250日分満了となったときだけでなく、満了とならなくても2年ごとに更新できる 定期更新の手続が新たに設けられました。更新により、それま での証紙分と電子申請分の掛金納付実績が手帳の表紙に表 示され、確認することができます。



同一現場で、CCUS登録済みの技能者と、CCUSに未登録 の技能者が混在すると、かえって確認の手間が増える心配 があります。

OCCUS連携を活用いただく場合、当該工事の現場で従事する 技能者の技能者登録がなされていることが推奨されます。



〇一方で、①比較的規模が大きくない現場で、現場に従事する技能者のCCUS登録を進めやすい場合、②1次下請企業などが処理する場合で、自社の下位の施工体系に属する下請企業の技能者の登録が完了している場合に、CCUS連携を活用して便利だという声をいただいています。



1日で複数の現場で仕事をした場合はどうするのか?



○1日で複数の現場で仕事をした場合でも、雇用主が同じ場合は1日分の掛金です。どの元請に対して報告するかは、雇用主が ツールを利用して5号様式(被共済者就労状況報告書)を修正し 報告してください。



CCUS技能者であっても、就業履歴の蓄積が不徹底だと、 再度確認の手間が増えて不便にならないか心配です。



OCCUS連携のメリットを感じていただくには、当該工事について技能者の履歴蓄積が徹底されていることが望まれます。

○元請事業者などにおいて、日々の朝礼での周知や現場の掲示による周知など、日々の就業履歴の蓄積が確実になされるよう周知徹底していただくことが有益です。



現行の仕組みでは、CCUSのデータ取込み(CSV方式)を 元請や1次企業が下位下請を代行できないので不便です。



○令和4年度目途から、元請や1次下請企業がCSV方式を代 行して行うことができるようシステム改修を予定しています。



CSV方式が面倒だという声を聴くことがありますが、どうでしょうか。



○実際に利用していただいている事業者の方からは、**当初の立上げの時期には戸惑いなどがあっても、慣れてしまうと便利だという声をいただいています**。ぜひご活用いただき、なじんでいただければと思います。

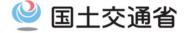


余った電子ポイントはどうするのか?



〇建退共制度の適正履行の観点から事業主には、工事ごとに 必要な退職金ポイント数を適切に見積り購入いただき、掛金 収納書の提出及び掛金充当実績総括表等により所用の確 認を行うこととしています。退職金ポイントは工事ごとに使い 切られることが基本となります。(なお、電子申請専用サイトで「工事完 了登録」をすると、当該工事に紐づいている本支店事業の主勘定(自社工事)に 自動的に移動します。)

CCUSのメリット



1. 技能者のメリット

- ①CCUS情報を活用した能力評価と、レベルごとの年収目安の明確化による、賃金水準の相場感の形成、引き上げ/ダンピング防止
- ②現場や勤務先が変わっても、自らの能力を客観的に証明可能に
- ③カードリーダータッチで日々310円の建退共掛金を積み立て (元請が一括して掛金支払い)

2. 下請業者側から見たメリット

- ①自社が雇用する技能者の数や保有資格、社会保 険加入状況等が明らかになり、**取引先からの信頼** が得やすくなる(=企業の実力の見える化)
- ②技能者の能力評価と連動した専門工事企業の施工能力等の見える化(4段階評価) も令和3年度から開始
- ③出面管理のIT化、賃金や代金支払いの根拠が 明確に

3. 元請や上位下請から見たメリット

- ①初めて仕事する下請業者の実力や技能者の資格等(*) の確認ができ、施工の安心感につながる
- *社会保険加入状況や安全衛生資格保有の有無、一人親方の労災特別加入状況
- ②PCで作業の進捗状況の確認や下請への支払いの適正化などの現場管理の効率化
- ③施工体制台帳、作業員名簿の作成、建退共の証紙受払・貼付等の作業の簡素化、ペーパーレス化
- ④増える外国人労働者の資格等の確認が容易に



建設業界全体としては、CCUSが普及することで・・・・

〇若い世代への建設業のイメージアップ

〇施主に対する価格交渉カアップ(エビデンスに基づく請求が可能)

〇真に実力がある企業が選ばれる透明性 の高い建設市場への変革



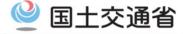
キャリアアップ システム

就労履歴情報

CCUSのセキュリティ対策



CCUSのセキュリティ対策(1)

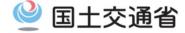


所属の技能者の情報は他の事業者から見えてしまうのか?

- <u> 初期設定は、他の事業者から技能者情報が閲覧できない仕様</u>になっている。
- ▶ ただし、技能者本人と所属事業者が開示設定を「一括開示」に設定する(両者の同意)と、他の 事業者から全項目が閲覧できるようになる。
 - ※システムの運用にあたっては「引き抜きに繋がるのではないか」という懸念の声を踏まえて、上記の仕様となった。
- ▶ 情報を部分開示する場合は、各項目内容にある開示の設定を"有"にする。開示しない場合は、 "無"に設定する。

技能者情報の開示・非開示について、どこまで開示されるのか。

- ▶ 元請事業者や上位下請事業者への開示については、現場の作業員名簿に登録された技能者 が対象の場合下記の項目以外は、開示設定に関係なく自動的に開示される。
 - FAX・メールアドレス・緊急連絡先氏名・過去の所属事業者⇒非開示
 - ・健康保険・年金保険⇒保険種類以外は非開示
 - ・建退共・中退共 ⇒被共済者番号は非開示
 - ・労災特別加入⇒保険種類・保険番号・整理番号は非開示



技能者の就業履歴の開示範囲

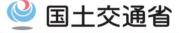
- ■技能者の所属事業者
- ▶ 所属している技能者情報は、事業者IDのうち、事業者責任者ID、階層管理者IDの保有者からは閲覧可能となっている。
 - ※ただし、他社の施工体制に登録されて蓄積した就業履歴は閲覧できない。
- ▶ また、該当の技能者を施工体制の作業員名簿に登録せずに蓄積された就業履歴は、技能者の 所属事業者が空欄となり、システム内での関連付けがない状態となるため閲覧できない。
- ■元請事業者
- ▶ 自社で作成した現場における就業履歴はすべて閲覧可能 ※他の元請事業者が作成した現場(他社現場)での技能者の就業履歴は閲覧できない。
- ■上位下請事業者
- ▶ 自社と、自社の下に登録された事業者に所属する技能者の就業履歴のみ閲覧可能
- ▶ _それ以外の事業者に所属する技能者の就業履歴は閲覧することはできない。

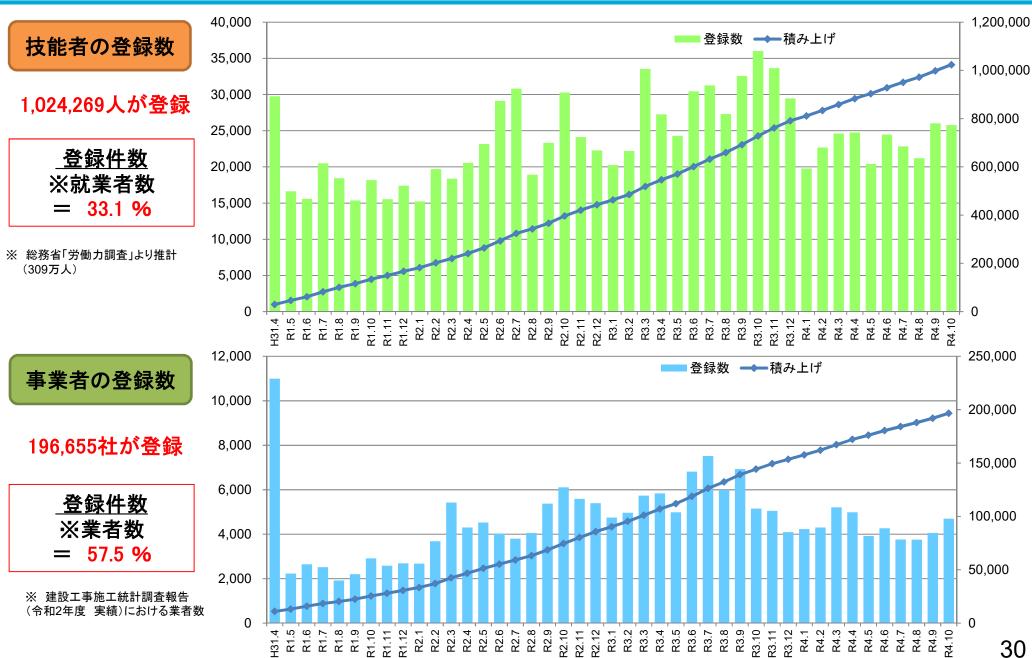
現場における利用促進のための取組



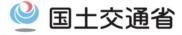


CCUS技能者及び事業者都道府県別登録割合(R4.10.31現在)





CCUS技能者及び事業者登録件数(新潟県)(R4.10.31現在)



技能者の登録数

17,514人が登録

<u>登録件数</u> ※就業者数

= 29.9 %

※ 建設工事施工統計調査報告 (令和2年度 実績)における就業者数 (独自推計)

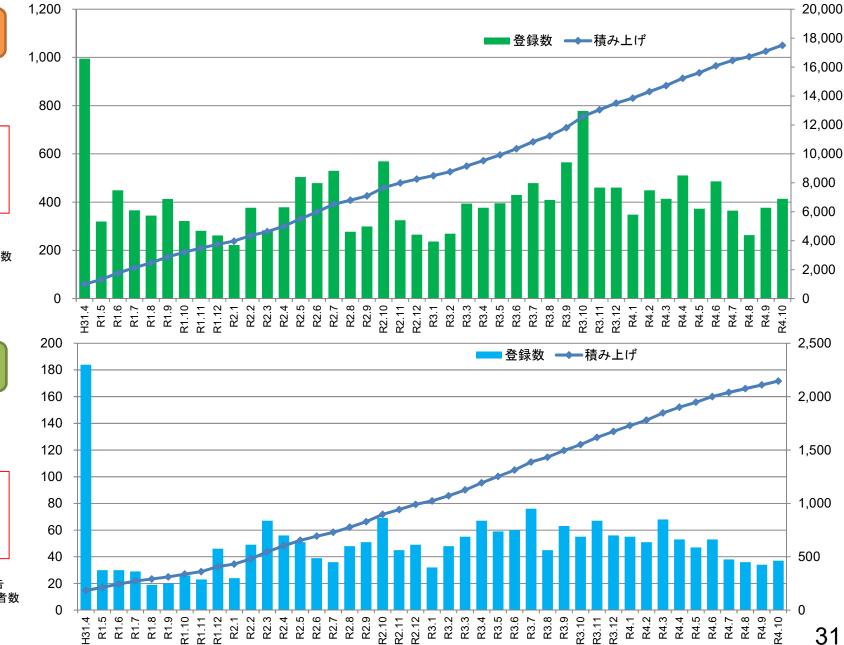
事業者の登録数

2,146社が登録

<u>登録件数</u> ※業者数

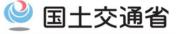
= 24.2 %

※ 建設工事施工統計調査報告 (令和2年度 実績)における業者数





CCUS技能者及び事業者登録件数(富山県)(R4.10.31現在)



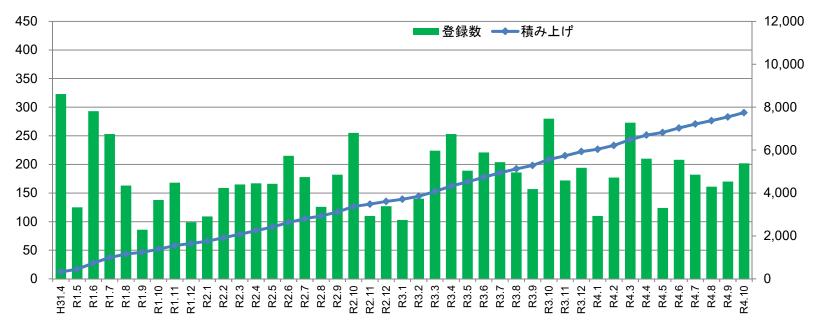
技能者の登録数

7,747人が登録

<u> 登録件数</u>

- ※就業者数
- = 29.9 %

※ 建設工事施工統計調査報告 (令和2年度 実績)における就業者数 (独自推計)



事業者の登録数

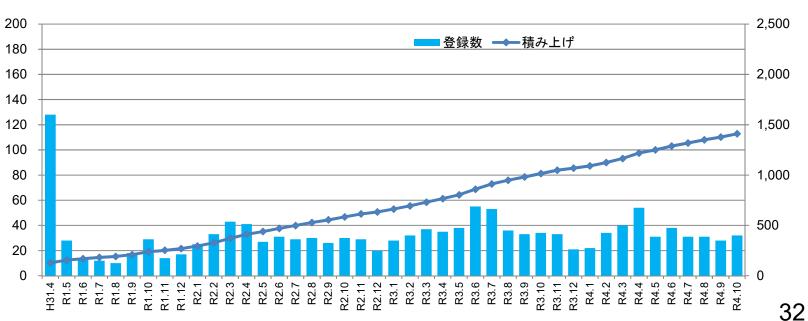
1,410社が登録

登録件数 ※業者数

= 34.9 %

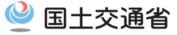
※ 建設工事施工統計調査報告

(令和2年度 実績)における業者数





CCUS技能者及び事業者登録件数(石川県)(R4.10.31現在)



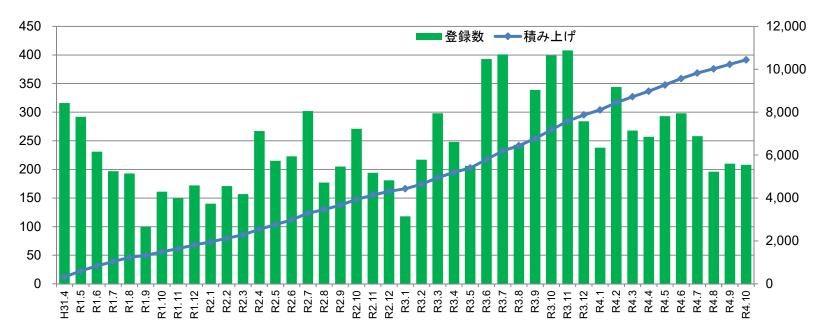
技能者の登録数

10,439人が登録

登録件数

- ※就業者数
- = 41.0 %

※ 建設工事施工統計調査報告 (令和2年度 実績)における就業者数 (独自推計)



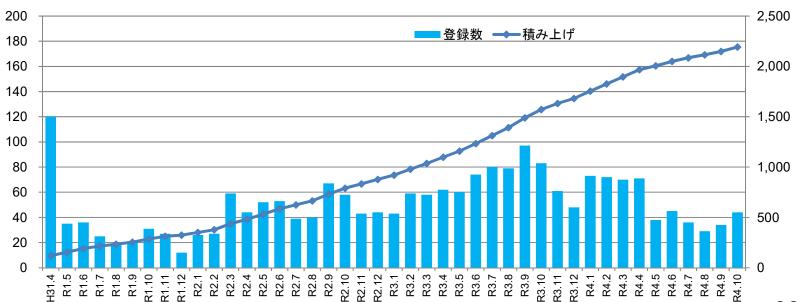
事業者の登録数

2,193社が登録

<u>登録件数</u> ※業者数

= 52.7 %

※ 建設工事施工統計調査報告 (令和2年度 実績)における業者数



建設キャリアアップシステムによる技能者の処遇改善

~システムへの登録と利用促進、処遇改善への行程~



STEP1 システムへの登録促進

- ◎登録等のサポート体制
 - ・CCUSサテライト説明会 ・CCUS認定アドバイザー等
- ◎機器設置等に対する助成制度

STEP2 現場での利用の促進

- ◎経営事項審査における加点評価
- ◎公共工事における企業評価・総合評価やモデル工事での加点
- 社保加入の確認など、現場管理での活用

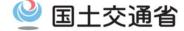
STEP3 技能者の処遇等への反映

- ◎週休2日の推進への活用 ・公共発注者による利活用
- ◎退職金(建退共)制度との連携
- ◎技能者のCCUSレベルに応じた 手当て支給の促進

◎技能者の技能・経験に応じた賃金

- ・労務費調査において、CCUS技能者 の技能・経験別の賃金実態を調査し、 レベル別の賃金目安を示すなど、労務 費と能力評価を連携
- ◎施工能力等の見える化評価

元請によるCCUS現場利用の推進



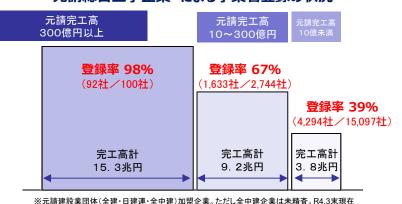
元請による現場利用等の状況

〇元請による現場利用(現場登録)は、公共・民間工事とも広がり、元請ゼネコンの事業者登録も、規模の大きな企業を中心に進展

CCUSが利用された現場数※ (現場登録数、R3年度実績) (件数) 公共工事(46%) 民間工事(54%) G 7 その他公共 民間 都道府県 市区町村 1183 12,291 3,262 4,018 元請の企業規模(完工高)別でみたCCUS利用現場数※ (現場登録数、R3年度実績) (件数) 元請完工高3000億超 30億超 300億超 10億以下 その他** 5,461 5,863 1,993 5,198

※ ハウスメーカー(民間工事を中心に7,000現場弱の登録実績)は除く。 ※※団体未加盟事業者・設備工事業者・専門工事業者等

元請総合工事企業※による事業者登録の状況



公共工事におけるCCUS現場利用の促進

○元請の現場利用促進のため、国直轄工事をはじめ、都道府県や独法等による公共工事でモデル工事等が拡大

国直轄工事

【土木工事】

○ CCUS義務化・活用推奨モデル工事

(義務化:全国で64件(R3年度契約))

(活用推奨:全国で16件(R3年度契約))

※カードリーダー設置費用、現場利用料(カードタッチ費用) について実績に基づき発注者が負担(すべてのモデル工事)

〇 地元業界の理解がある26都府県において、 直轄Cランク工事でもモデル工事を試行

【営繕工事】

○ CCUS活用推奨モデル営繕工事 (全国で27件(R3年度契約))※予定を含む

【港湾·空港工事】

○ CCUS活用モデル工事

(全国で47件(R3年度契約))※2月までの実績

地方公共団体

〇 36道府県が企業評価等を導入、 他の全ての都県も検討を表明

・工事評定による加点は18道府県

- ・総合評価による加点は18府県
- ・カードリーダー等費用補助は11道県 が導入済(重複あり)
- 〇 政令市は14市で導入

※今夏第2回を実施中の ブロック別CCUS連絡会議等を通じ 都道府県・政令市・地元業界団体 と連携し、導入を推進

是表明 : 道県 導入済中

独法•特殊会社

【UR都市機構】

R3年度から原則全ての新規建設工事で推奨モデル工事を実施(R3年度は20件程度)。

【水資源機構】

R3年度に本社契約の土木一式工事で義務化モデル工事を1件実施。その他の本社契約の土木一式工事を推奨モデル工事として原則実施。

【NEXCO西日本】

R3年度から義務化モデル工事を実施。

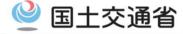
【NEXCO東日本】

R3年度に義務化モデル工事を1件実施。

【鉄建機構】

R3年度から義務化モデル工事及び推奨モデル 工事を実施。

CCUSの更なる普及に向けた重点的取組



元請による現場利用の促進

(元請によるカードリーダー設置等)

公共工事等におけるインセンティブ措置

- ◎ 直轄工事におけるモデル工事の実施 (WTO工事等)
- ◎ 都道府県では、36道府県が企業評価を導入 政令指定都市は14市が企業評価を導入
- ◎ 経営事項審査において、全建設工事または全公共工事の現場におけるカードリーダー設置等に対して加点措置を施行し(来年1月)、現場利用をさらに促進

建退共制度とのデータ連携による掛金納付の簡略化

- ◎ 元請や1次下請が、CCUSの就業データを建退共の 掛金納付と連携できる機能を供用し、事務を簡略化
 - ※ 今夏から、元請や1次下請が直接にCCUSの就業実績データを建退共の掛金納付の申請に活用できるシステムを供用

技術者専任要件の緩和

◎ <u>監理技術者等の現場兼任を認める要件</u>に、CCUS等による施工体制の把握を位置づけることを検討

労務費や処遇改善への展開

労務費調査との連携 (技能者の技能経験に応じた労務費)

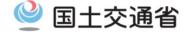
- ◎ <u>労務費調査において、</u>CCUS技能者の技能・経験別の賃金実態を調査し、<u>レベル別の賃金目安を示すなど、労務費と能力評価を連携</u>
 - ※ 令和3年度の労務費調査では、CCUS登録技能者(レベル4)の平均賃金は CCUS登録技能者(レベル1~3)より<u>約14%高い実態</u>

技能レベルを反映した手当て支給の普及

○ CCUSの<u>能力評価等を企業独自の手当てに反映する</u><u>取組を水平展開</u>(現在、20社を超える大手・中堅ゼネコン等で導入又は検討。地場企業、専門工事業にも取組の広がり。)

公共発注者による週休2日工事での活用

◎ 公共発注者が、CCUSの管理機能を用いて、<u>週休2日</u>工事における達成状況を円滑に確認できる機能を供用(公共発注者による閲覧機能を内製化) ※令和4年秋から供用予定



令和5年8月14日以降を審査基準日とする申請で適用

○ 建設工事の担い手の育成・確保に向け、技能労働者等の適正な評価をするためには、就業履歴の蓄積のために 必要な環境を整備することが必要であり、経営事項審査においても、CCUSの活用状況を加点対象とする。

加点要件	評点
審査対象工事のうち、民間工事を含む全ての建設工事で該当措置を 実施した場合	15
審査対象工事のうち、全ての公共工事で該当措置を実施した場合	10

審査対象工事 ①~③を除く審査基準日以前1年以内に発注者から直接請け負った建設工事

- ① 日本国内以外の工事
- ② 建設業法施行令で定める軽微な工事

工事一件の請負代金の額が500万円(建築一式工事の場合は1,500万円に満たない工事 建築一式工事のうち面積が150m²に満たない木造住宅を建設する工事

③ 災害応急工事

[防災協定に基づく契約又は発注者の指示により実施された工事]

該当措置 ①~③のすべてを実施している場合に加点

- ① CCUS上での現場·契約情報の登録
- ② 建設工事に従事する者が<u>直接入力によらない方法**でCCUS上に就業履</u> 歴を蓄積できる体制の整備
- ③ 経営事項審査申請時に様式第6号に掲げる誓約書の提出
- ※ <u>直接入力によらない方法</u>:就業履歴データ登録標準API連携認定システム (https://www.auth.ccus.jp/p/certified)

により、入退場履歴を記録できる措置を実施していること等

【CCUS登録済企業の対応見通し】

〇来年1月の施行を控え、CCUS事業者登録済みの 経審受審企業に対して、現時点での対応見通しを アンケート調査(R4年8月)

※有効回答企業数 9,585社

(回答総合工事業者の元請完工高:16.7兆円(申告ベース))

[元請総合工事業者] 回答企業数 5,026 社



[設備・専門工事業者] 回答企業数 4,106 社



CCUSの現場利用促進に向けた新たな取組



カードタッチの蓄積ポイントを電子マネーに還元

CCUSの就業履歴を、元請事業主が独自に設定するプログラムにより電子マネーに還元される仕組みを試行(奥村組が9/1から実証実験を開始)



建設業界の雇用マッチングサービスとの連携

(6月から連携開始)

CCUS登録技能者はマッチングの上位に表示。 CCUS加入者バッジ表示により健全な事業者であることをアピール可能に。





多助太刀

全国の建設事業者をマッチング





小規模現場における顔認証での履歴蓄積 (10月から本格供用開始)

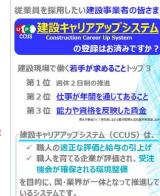
小規模な現場をはじめ、携帯電話の発信や顔認証により、カード リーダーがなくても就業履歴を蓄積 (昨年、10月から本格共用開始)



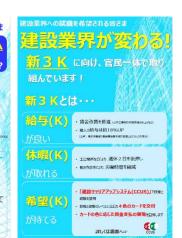
ハローワーク等との連携(CCUSユーザーの応募勧奨)

全国のハローワークや公共 職業能力開発施設で、建設 業への入転職を目指す求職 者に対し、CCUS登録企業 への応募勧奨を実施

※技能者の求人を行うCCUS登録 済の建設事業主(求人者)に対し、求人票作成を支援



2023年度から「あらゆる工事でCCUSを 完全実施」を目指しています。





認定登録機関・登録支援機関

認定登録機関

緑:開設済み 40都道府県 / 空白県:公募を予定

事業者登録・技能者登録の申請書類の受付から審査・登録まで窓口で実施(全国236箇所開設) (R4年6月末現在)

※書面による申請、写真付きの身分証がない申請は、認定登録機関でのみ可能。技能者登録は、「詳細型登録」のみの受付け



登録支援機関

会員企業等の限定された申請者を対象に、申請書類の受取りや記入補助、運営主体に代わって情報をシステムに登録(全建傘下26協会等)

カードリーダー等の購入等に係る経費の助成

◎ CCUSを活用した雇用環境整備を実施する建設事業主団体に対してカードリーダーの購入等に係る経費を助成【厚労省】

	事業内容	対象経費
就業履歷蓄積促進事業	建設事業主団体が、中小構成員 等におけるカードリーダー等の各 種機器等の導入を促進する事業	・カードリーダーなどの各種機器の購入費・リース料、アプリなどソフトウェア等の導入に係る契約費用(初期費用、月額利用料等)、機器設置費用、説明会開催費用など・上記費用について中小構成員等に対して助成した額

※このほか、建設事業主団体が、中小構成員等に対して事業者登録料や技能者登録料の全部または一部を補助する事業についても助成

求人・求職活動との連携

◎ ハローワークにおいて求職者に対して CCUS登録済み企業への応募を勧 奨、技能者の求人を行うCCUS登録 済みの建設事業主に対し、求人票の 作成支援の取組を開始





建設事業主向けリーフレット 求職者向けリーフレット

◎ 『助太刀』『パワーワーク』といった民間マッチングサービスにおいてCCUS登録済み利用者にCCUSマークをバッジ表示する取組を開始(試行)

現場利用等の疑問にきめ細かくサポートする体制づくり

『CCUSサテライト説明会』の開催

- ◎ 2020年9月からZoomを活用したWeb説明会「サテライト説明会」を 開催(約3,372件、参加者数延べ約7,449名) (6月末時点)
- ※建設業振興基金のホームページからフォームをダウンロードして申込みが可能





Zoom

『CCUS認定アドバイザー』

- ◎ CCUSの登録のほか、現場運用等に関する専門的知識を習得し、 CCUS利用者に対する適切な助言等を行うことができる総合アドバイザー
- ※6月末現在322名を認定

『CCUSチャンネル』

◎ ユーザーからニーズが高いCCUS概要説明や、現場運用に関する情報をはじめ、CCUSについてわかりやすく解説するコンテンツを配信



ご清聴ありがとうございました。